

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例第6条第2項の規定による同項各号のいずれにも該当する地域の指定

平成11年2月26日

公安委員会告示第10号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例（昭和59年千葉県条例第31号）第6条第2項の規定により、同項各号のいずれにも該当する地域として次の地域を指定し、平成11年4月1日から施行する。

千葉市中央区のうち院内1丁目、要町（東日本旅客鉄道株式会社総武本線鉄道用地敷以南の区域に限る。）、栄町、中央1丁目、中央2丁目、中央3丁目、富士見1丁目（東日本旅客鉄道株式会社総武本線鉄道用地敷以南の区域に限る。）、富士見2丁目（東日本旅客鉄道株式会社外房線鉄道用地敷以東の区域に限る。）及び本千葉町（東日本旅客鉄道株式会社外房線鉄道用地敷以東の区域に限る。ただし、10番から12番の区域を除く。）